

人間ドック受診費用助成

40 歳以上 74 歳以下の江東区国民健康保険に加入している方が特定健康診査の代わりに自費で人間ドックを受診した場合、受診費用の一部を助成します。助成要件や申請方法の詳細は、区役所や出張所等にあるチラシまたは江東区ホームページにてご確認ください。医療保健係までお問合せください。

※保険診療での検査は助成の対象外です

※人間ドック受診日時点で会社や他自治体の健康保険に加入されている場合は、助成の対象外です

※窓口での申請は区役所のみです。出張所では受け付けておりません

江東区ホームページ

ホーム>健康・福祉>国民健康保険

>国民健康保険の保健事業>国民健康保険の人間ドック助成



令和 7 年度受診分の申請受付を開始

令和 7 年度受診分の申請受付は下記の通りです。

窓口での受付の際には、領収書、受診結果に加え、印鑑（スタンプ印不可）や振込先のわかるもの（通帳等）をお持ちください。※郵送申請の場合、領収書、受診結果のコピーと申請書等を医療保健係まで。

【受診対象期間】 令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月

【申請期限】 令和 8 年 4 月 30 日（木）

【助成額】 受診した本人が支払った費用のうち 8,000 円を上限とし、1 人につき上記受診対象期間内 1 回の助成

令和 6 年度受診分の申請締め切り間近！申請期限：令和 7 年 4 月 30 日（水） 必着

令和 6 年度（令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月）受診分の申請期限は令和 7 年 4 月 30 日（水）です（郵送の場合必着）。申請期限が過ぎると助成が受けられなくなりますので、お早めに申請ください。

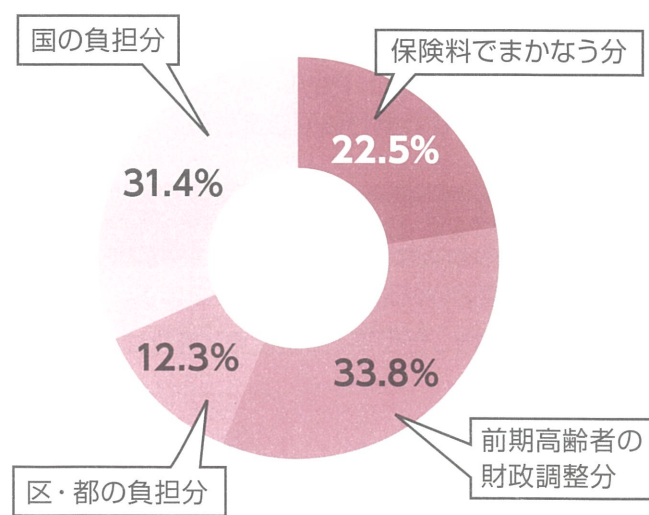
※令和 6 年度分と令和 7 年度分とは使用する様式が一部異なります。区ホームページから入手する際、ご注意ください

※受診結果が届くのが 5 月になるなど必要書類が申請期限までに間に合わない場合は必ず事前にお問い合わせください

■医療保健係 ☎03-3647-8516■

国保をささえる保険料

国保に加入されている方には、医療の給付を受ける「権利」があると同時に保険料を支払う「義務」もあります。保険料は、国保制度運営のための重要な財源です



（令和 6 年度 国の予算による）

ところでみなさん、医療費は どのようにまかなわれているか知っていますか？

みなさんが、医療機関などで支払った一部負担金を除いた残りの医療給付費の負担割合はおおむね左図のようになっています。

お支払いいただいた保険料の使い道（令和 5 年度実績）

医療費や保健事業に	68.1%
後期高齢者医療保険の支援に	22.8%
介護保険事業に	9.1%



KOTO City in TOKYO

国保だより

No.207（令和 7 年 4 月発行）

江東区生活支援部医療保険課

〒135-8383 江東区東陽 4-11-28

区のホームページ <https://www.city.koto.lg.jp>

国保の加入者
（令和 7 年 2 月 28 日現在）
世 帯 数 61,305 世帯
被保険者数 80,994 人

☎ 03-3647-9111（代表）

FAX 03-3647-8443（課）

職場の健康保険に加入したら、国民健康保険をやめる手続きを!!

国民健康保険に加入中の方が、就職や扶養認定により職場の健康保険などに加入したときは、国民健康保険をやめる手続きをしてください。原則、職場が手続きを代行することはありませんのでご注意ください。

窓口・郵送で手続きする場合

- ①職場の健康保険の資格取得日がわかるもの
（資格情報のお知らせまたは資格確認書等）
②マイナンバーがわかるもの（*1）
③国民健康保険証か資格確認書（お持ちの場合）
④申請者のマイナンバーがわかるもの（*1）
⑤申請者の身元確認書類（*2）
- 国保をやめる方全員分

以上の書類を準備し、受付窓口か郵送でお手続きください。

※郵送の場合：①②④⑤のコピー、③の原本を提出。コピーの余白に、国保をやめる旨と、日中連絡がつく電話番号の記入をお願いします。

【受付窓口】 江東区役所（2 階 7 番窓口）、各出張所、豊洲特別出張所

【郵 送 先】 〒135-8383 江東区東陽 4-11-28 江東区医療保険課資格賦課係

電子申請で 手続きする場合

- ①マイナンバーカード
- ②職場の健康保険の
資格取得日がわかるもの

以上の書類を準備し、
「マイナポータル 国民健康
保険の脱退届（東京都江東
区）」からお手続きください。

マイナポータル
オンライン申請▶



（*1）マイナンバーがわかるもの……マイナンバーカード、通知カード（記載された氏名・住所等が住民票記載事項と一致するもの）、マイナンバーの記載された住民票の写しなど

（*2）身元確認書類……マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード（※有効期限内のもの）など

令和7年度国民健康保険料の計算方法が決まりました 保険料の決定通知は6月中旬にお送りします

保険料の計算方法の詳細については、2 ページをご覧ください。

所得の申告をお願いします

所得が不明な場合は、所得が一定基準以下の世帯に適用される保険料均等割額の減額、高額療養費自己負担限度額の軽減、入院時の食事代の減額などが受けられない等の不利益が生じるおそれがあります。

世帯主と国保加入者は、収入がない場合でも、保険料算定等のため、所得の申告（住民税申告等）をお願いします。

※ただし、以下に該当される方については、所得の申告が不要場合があります。

- ・所得が給与や年金のみの方で支払者（勤務先・年金機構）から各支払報告書の提出がされている方
- ・確定申告または住民税申告をされた方
- ・税法上の扶養親族となっている方

■資格賦課係 ☎03-3647-3167・03-3647-8520■

令和7年度国民健康保険料の計算方法が決まりました

①～③の合計が令和7年度(令和7年4月～令和8年3月)の世帯の年間保険料額です。

①医療分 (医療費等の財源)

●均等割額
加入者数
× **47,300 円** [前年度より 1,800 円減]



年間限度額 : **66 万円** [前年度より 1 万円増]

●所得割額
加入者**全員**の『年間所得額』
× **7.71%** [前年度より 0.98 ポイント減]

②支援金分 (後期高齢者医療制度の支援金)

●均等割額
加入者数
× **16,800 円** [前年度より 300 円増]



年間限度額 : **26 万円** [前年度より 2 万円増]

●所得割額
加入者**全員**の『年間所得額』
× **2.69%** [前年度より 0.11 ポイント減]

③介護分 (介護納付金分)

●均等割額
40 ～ 64 歳の加入者数
× **16,600 円** [前年度より 100 円増]



年間限度額 : **17 万円** [前年度と同額]

●所得割額
40 ～ 64 歳加入者の『年間所得額』
× **2.25%** [前年度より 0.06 ポイント減]

※「年間所得額」とは…所得割額の算定のもととなる金額です。

前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から、基礎控除額 43 万円(合計所得金額が 2,400 万円以下の場合)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません。また、分離譲渡所得は特別控除後の額を用います。)。

保険料の負担軽減

均等割額の減額

世帯主(国保に加入していない方を含む)と国保加入者の前年の総所得金額等(退職所得は除く)の合計が一定の基準以下になる世帯は、保険料の均等割額が減額されます。減額の基準については、小冊子「みんなで守ろうわたしたちの国保 令和7年度版」の 17 ページをご覧ください。

その他の軽減及び免除

上記の他にも、「非自発的な失業による軽減」「旧被扶養者の方への軽減」「出産被保険者の産前産後期間の免除」などの保険料軽減の制度があります。詳しくは、小冊子「みんなで守ろうわたしたちの国保 令和7年度版」の 17 ～ 18 ページをご覧ください。

■保険料の軽減に関すること・・・資格賦課係 ☎03-3647-8520■

ショートメッセージ機能を使った催告を始めます

国民健康保険料の納付が確認できない方などへ、携帯電話のショートメッセージ機能を使ったお知らせ(SMS 催告)を開始します。メッセージが届きましたら、すみやかなお手続きをお願いします。

※江東区役所医療保険課にご登録いただいている携帯電話番号に送信します。

※銀行口座の振り込みやATMの操作を求めることなどはありません。

判断に迷う不審なメッセージが届いた場合は、下記にお問い合わせください。

■滞納整理係 ☎03-3647-9278 ・ 保険料係 ☎03-3647-3169■

保険料の納付方法

◆口座振替でのお支払い(特別徴収以外の方は原則口座振替をご利用ください)

毎月月末(金融機関等が休業日に当たる場合は翌営業日)に指定の口座から振替をします。(6 月期から3月期の計10回)

保険料係・各出張所でのお申込み

①口座振替依頼書によるお申込み

・身分証明書または納付書 ・普通預金(総合口座)の通帳 ・通帳届出印
※郵送でのお手続きも可能です。保険料係にお電話をいただくか、ホームページから「口座振替依頼書」をダウンロードしてご利用ください。

②キャッシュカードによるお申込み

・身分証明書 ・キャッシュカード
(生体認証機能付カード等、一部ご利用できないカードがあります)

専用 Web サイトからお申込み



▲区ホームページ

区ホームページから専用
Web サイトへアクセス

必要事項を入力・確認

手続き終了

キャッシュカードによる口座振替申請ができる金融機関

●みずほ銀行 ●三菱 UFJ 銀行 ●三井住友銀行 ●りそな銀行
●きらぼし銀行 ●ゆうちょ銀行 ●東京ベイ信用金庫 ●東京東信用金庫

◆年金からのお支払い(特別徴収)

下記①～⑤のすべての条件を満たす世帯の保険料は、世帯主の年金から差し引かれます。

①世帯主(65歳～74歳)が国民健康保険に加入している、②同じ世帯の国民健康保険加入者全員が 65 歳～74 歳である(ただし世帯主が年度内に 75 歳に達する場合を除く)、③世帯主の公的年金受給額が年間 18 万円以上である、④世帯主の介護保険料が年金から徴収されている、⑤国民健康保険料と介護保険料の 1 回の支払い額の合計が 1 回の年金受給額(主に老齢基礎年金の金額)の 2 分の 1 を超えない

昨年度以前から

特別徴収(年金からのお支払い)の方

4、6、8 月の年金からは、**直前の 2 月と同額**をお支払いいただきます(これを仮徴収といいます)。

10、12、翌年 2 月の年金からは、6 月に決定する令和 7 年度分の年間保険料から 4、6、8 月分を引き、残りの金額を 3 回に割り振ってお支払いいただきます。

今年度から

特別徴収(年金からのお支払い)になる方

年間保険料の約半分を **6、7、8、9 月期**の 4 回に分けて納付書や口座振替でお支払いいただきます。

残額を **10、12、翌年 2 月**の 3 回に分けて年金からお支払いいただきます。

※「特別徴収」の対象となっている方でも、年金引き落としを希望されない場合は、届出により「口座振替でのお支払い」に変更することができます(特別徴収が中止されるまでに 2 ～ 4 か月かかります)。保険料係までご連絡ください。

◆納付書でのお支払い(6 月期から 3 月期までの計 10 回でお支払いいただきます)

・お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、区役所(2 階 8 番窓口)、各出張所での支払い
・Pay-easy(ペイジー)による支払い
・クレジットカードによる支払い(ネット de モバイルレジ、モバイルレジクレジット)
・バーコード決済による支払い(モバイルレジ、Pay Pay、d 払い、au PAY、J-Coin Pay)

※区役所等窓口やコンビニでは、バーコード決済・クレジットカード・ペイジーによる納付はできません。

※詳しくは、区ホームページをご覧ください。

口座振替キャンペーンのお知らせ

以下の条件をすべて満たす世帯の中から抽選で 150 世帯に 2,000 円分の江東区内共通商品券が当たります。

◆対象者： ・令和 7 年 6 月から令和 7 年 11 月の間に口座振替を新規に開始した世帯(口座変更・廃止は除く)

※申し込みから引落開始まで 1 ～ 2 か月かかります

・抽選時点で江東区国民健康保険に加入及び口座振替している

・抽選時点で江東区国民健康保険料に未納がない

※当選者の発表は 3 月中の商品を発送をもって代えさせていただきます。

■保険料係 ☎03-3647-3169■

自動エントリーの
ため、
申込不要